

台東区施工能力審査型総合評価方式の試行に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が発注する工事において、安定的な品質確保と優良な建設事業者の育成を図るため、入札の際に工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。
- (2) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (3) 2級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。
- (4) その他技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。
- (5) CORINS 財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績点 台東区工事成績評定要綱（平成23年3月25日22台総経第694号）に基づく区の発注工事における過去の工事成績評定の総評定点をいう。

(対象工事)

第3条 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、原則として予定価格が2,500万円以上の工事案件の中から、工事主管課長と総務部経理課長との協議により決定するものとする。

(学識経験を有する者への意見聴取)

第4条 落札者決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要の有無

2 前項第2号の規定による意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(施工能力審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力審査型総合評価方式の実施は、希望型指名競争入札又は制限付一般競争入札によるものとする。

(施工能力審査型総合評価方式における入札参加の制限)

第6条 第8条に規定する工事成績評価点算定の基礎となる工事成績点のうち、最も直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第7条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献点を合計した評価値によるものとする。

2 価格点の算定は、次のとおりとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計によるものとする。

4 施工能力評価点の満点は20点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

(1) 工事成績評価点 15点

(2) 配置予定技術者の資格点 3点

(3) 配置予定技術者の実績点 2点

5 地域貢献点の満点は5点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

(1) 営業拠点の所在地点 2点

(2) 災害協定点 2点

(3) 障害者雇用点 1点

(工事成績評価点の算定方法)

第8条 前条第4項第1号の工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて下表のとおり算定するものとする。

| 工事成績点の平均 | 工事成績評価点 |
|-------------|---------|
| 0点以上 60点未満 | 0点 |
| 60点以上 62点未満 | 1点 |
| 62点以上 64点未満 | 2点 |
| 64点以上 65点未満 | 3点 |
| 65点以上 66点未満 | 4点 |
| 66点以上 67点未満 | 5点 |
| 67点以上 68点未満 | 6点 |
| 68点以上 69点未満 | 7点 |
| 69点以上 70点未満 | 8点 |
| 70点以上 71点未満 | 9点 |
| 71点以上 72点未満 | 10点 |
| 72点以上 73点未満 | 11点 |
| 73点以上 74点未満 | 12点 |
| 74点以上 75点未満 | 13点 |

| | |
|--------------|-----|
| 75点以上 80点未満 | 14点 |
| 80点以上 100点以下 | 15点 |

2 工事成績点の平均は、発注工事の公表日の属する年度及びその前3年度内（平成22年度以前の年度は除く。）に完了した工事のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とする。工事成績点が60点未満のものは、当該工事成績点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき60点として算定するものとする。ただし、完了した工事実績のない場合は工事成績点を0点として算定するものとする。

3 工事成績点は、区が発注した工事のみを対象とする。

4 工事成績評価点算定の対象工事は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格の業種区分で発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事の公表時に指定するものとする。

（配置予定技術者の資格点及び実績点の算出方法）

第9条 第7条第4項第2号の配置予定技術者の資格点及び同項第3号の配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者の資格及び実績について、次のとおり算定するものとする。

(1) 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、発注工事の建設業法上の業種について、1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

(2) 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について、監理技術者としてかかわった場合に2点、主任技術者としてかかわった場合に1.5点、担当技術者としてかかわった場合に1点とする。

(3) 前号の同種工事は、CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、当該発注工事の公表時に指定する。

(4) 配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定することを原則とする。

（営業拠点の所在地の算定方法）

第10条 第7条第5項第1号の営業拠点の所在地は、2点満点とし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格で、区内に本店がある場合に2点、区内に支店又は営業所がある場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

（災害協定点の算定方法）

第11条 第7条第5項第2号の災害協定点は、2点満点とし、区と災害に係る協定の締結がある場合又は協定の締結がある団体の構成員である場合に2点とし、それ以外の場合に0点とする。

（障害者雇用点の算定方法）

第12条 第7条第5項第3号の障害者雇用点は、1点満点とし、障害者の雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を超える場合又は法定雇用義務はないが障害者の雇用がある場合に1点とし、

障害者の雇用率が法定雇用率未満の場合は－1点、それ以外の場合に0点とする。

(落札者の決定方法)

第13条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、第7条第1項の評価値が最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(公表事項)

第14条 施工能力審査型総合評価方式を試行しようとするときは、発注工事の公表において、次に掲げる事項を具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第15条 入札参加希望者は、入札参加希望申請手続を行うとともに、公表事項に基づき、施工能力評価点申告書、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第16条 施工能力評価点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。